

**2014年度金沢大学日本語・日本文化研修プログラム（プログラムB）
及び日本政府（文部科学省）奨学金 応募要項**

1. 応募者の資格及び条件

- 1) 対象大学・機関： 金沢大学と大学間交流協定を結ぶ大学、または部局間協定を締結している大学の学部等に在籍する者。
- 2) 国 籍： 日本国政府と国交のある国のものを有すること。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。
- 3) 年 齢： 1984年4月2日から1996年4月1日までの間に出生した者。
- 4) 学 歴： 来日及び帰国時点で上記1)の大学の学部3年生又は4年生として在籍し、日本語・日本文化に関する分野を専攻している者。日本語・日本文化に関する分野以外を専攻する者で、学習の一環として日本語・日本文化を学ぶ者は、「プログラムA (KUSEP)」等他のプログラムへの応募を検討すること。
- 5) 日 本 語 能 力： 日本語能力試験N2合格程度の日本語能力を有する者。
- 6) 健 康： 心身ともに大学における学業に支障がない者。
- 7) 渡 日 時 期： 2014年9月下旬に日本に到着することが可能である者。
- 8) 査 証 取 得： 渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。
- 9) そ の 他： 以下の項目にひとつでもあてはまる者は、奨学金に応募できない。
 - ①日本政府（文部科学省）奨学金に、日本国内の他大学を通じて応募している者。
 - ②日本政府（文部科学省）奨学金に、日本大使館・領事館を通じて応募している者。
 - ③日本政府（文部科学省）以外の機関（JASSO、自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給する（している）者。
 - ④既に在留資格「留学」で日本の大学等に在学している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在学又は在学予定の者。
 - ⑤現役軍人または軍属の資格の者。
 - ⑥上記7)の日に、日本へ来ることができない者。
 - ⑦過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者で、その奨学金支給期間終了から2014年10月現在で3年間経過していない者。

2. 日本政府（文部科学省）奨学金等

- 1) 奨学金： 月額：117,000円（2013年度実績）
奨学金は、2014年10月から2015年8月までの11ヶ月間支給される。ただし、留学生が大学を長期にわたり欠席した場合は、原則として奨学金は支給されない。
- 2) 旅 費： 渡日・帰国のための往復航空券（国籍国からの出国・帰国に限る）
- 3) 授業料： 免除

3. 応募手続等（プログラムB及び日本政府（文部科学省）奨学金）

応募者は、以下の書類を、在籍大学を通じて金沢大学に提出しなければならない。すべての書類は日本語または英語で作成することとし、それ以外の言語の場合は、日本語訳を添付すること。

- 1) 日本政府（文部科学省）奨学金留学生申請書
(両面印刷されたものに記入すること。なるべく日本語で記入すること。)
- 2) 作文（800～1000字程度の日本語で「最も注目すべき日本社会の現象」に関するもの。）
- 3) 同一の写真4枚（4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽で最近6ヶ月以内に撮影のもの）
裏面に国籍と氏名を記入し、そのうち1枚を申請書の所定の位置に貼る。

- 4) 在籍大学が発行した在学証明書
- 5) 在籍大学が発行した成績証明書
(100点満点の評価スケールに基づいた成績評価でない場合、100点を満点とする点数を記載すること。また、日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるように、日本語・日本文化に関する科目に印(✓)をつけること)
- 6) 推薦状 (在学大学長又は学部長名によるもので、金沢大学長宛のもの。) [所定の用紙を使用]
- 7) パスポートのコピー (申請時点でパスポート未取得の場合は、本国の戸籍抄本又は市民籍等の証明書のコピー (日本語訳または英語訳を添付すること))
- 8) 誓約書 [所定の用紙を使用]
- 9) 日本語能力試験の認定書及び合否結果通知書のコピー
(日本語能力試験 1 級、2 級または N1、N2 合格者のみ)
- 10) 健康診断書 [所定の用紙を使用]

<補足>

私費留学生 (文部科学省奨学金なし) としてプログラムに採用され、参加する場合、「経費支弁書」と銀行の「預金残高証明書」の提出が必要になります。「預金残高証明書」には日本円で百万円以上に相当する残高が記載されていなければなりません。詳細については、プログラムへ参加する学生に対して連絡いたします。

4. 注意

- 1) 申請書がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は提出書類がそろっていないものは受け付けられない。また、提出締切日以降に届いた書類も受け付けられないので注意すること。やむを得ず期限までに送付できない場合は、先に電子メールまたは FAX で提出し、後日、早急に本紙を提出すること。
- 2) 提出された書類は、返却しない。
- 3) 次の場合には、金沢大学日本語・日本文化研修プログラム (プログラム B) への参加及び奨学金の支給は取りやめとなる。
 - ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき
 - ② 誓約書記載事項に違反したとき
 - ③ 大学において退学、除籍等の懲戒処分を受けたとき、又は学業成績等不良で改善の見込み、もしくは成業の見込みがないと判断されたとき
 - ④ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき
 - ⑤ 他の奨学金 (使途が研究費として特定されているものを除く。) の支給を受けたとき。
- 4) 大学を長期にわたり欠席した場合は、原則として奨学金は支給されない。
- 5) 2013 年度は、金沢大学日本語・日本文化研修プログラム (プログラム B) に応募した学生 21 人のうち、12 人が日本政府 (文部科学省) 奨学金奨学生として採用された。(大学推薦のみ)

御質問などがありましたら、下記へ御連絡願います。

担当： 金沢大学国際機構支援室留学生係 伴場・小川

Tel: +81-76-264-5293

Fax: +81-76-234-4043

E-mail: st-exch@adm.kanazawa-u.ac.jp